

平成24年10月30日

三光ホーム株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、三光ホーム株式会社（以下「三光ホーム」という。）に対し、景品表示法第6条の規定に基づき、措置命令（別添参照）を行いました。

三光ホームが戸建住宅への投函等により配布したチラシ等において行った住宅用太陽光発電システムを設置することにより得られる利益に係る表示について、景品表示法に違反する行為（同法第4条第1項第2号（有利誤認）に該当）が認められました。

1 三光ホームの概要

所在地 神奈川県相模原市南区南台六丁目15番15号  
代表者 代表取締役 舟木 久  
設立年月 平成4年4月  
資本金 1000万円（平成24年8月現在）

2 措置命令の概要

(1) 対象商品

三光ホームが一般消費者に供給する住宅用太陽光発電システム（※）（以下「本件発電システム」という。）

(2) 対象表示

ア 表示の概要

(7) 表示媒体

- a 新聞折り込みチラシ 別紙 1
- b 戸建住宅への投函等により配布したチラシ 別紙 2
- c 自社ウェブサイト

(イ) 表示期間

- a 平成23年4月29日
- b 平成24年2月1日から同年3月31日までの間
- c 平成24年1月下旬から同年7月2日までの間

(ウ) 表示内容

- a 前記(7) a の表示媒体において、別表1記載のとおり、4.8キロワット型の本件発電システムを設置することにより、毎月25,631円の利益を得ることができる旨
- b 前記(7) b 及び c の表示媒体において、別表2記載のとおり、4.87キ

ロワット型の本件発電システムを設置することにより、毎月27,222円の利益を得ることができる旨

- 前記(ア) b及びcの表示媒体において、別表3記載のとおり、2.92キロワット型の本件発電システムを設置することにより、36か月間で初期投資費用である約98万円を回収することができる旨をそれぞれ表示していた。

#### イ 実際

- (ア) 前記ア(ウ) aについて、実際には、4.8キロワット型の本件発電システムを設置することにより安定的に毎月得ることができる利益は25,631円を大きく下回るものであった。
- (イ) 前記ア(ウ) bについて、実際には、4.87キロワット型の本件発電システムを設置することにより安定的に毎月得ることができる利益は27,222円を大きく下回るものであった。
- (ウ) 前記ア(ウ) cについて、実際には、「月々お得分 27,222円」として表示されていた金額は任意に設定されたものであり、2.92キロワット型の本件発電システムを設置した場合の初期投資費用である約98万円を回収するには、約120か月という期間を要するものであって、36か月という回収期間を大きく上回るものであった。

#### (3) 命令の概要

ア 前記(2)アの表示は、対象商品の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものである旨を、一般消費者へ周知徹底すること。

イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

※ 太陽光エネルギーを電気に変換する設備のこと。主な仕組みについては以下のとおり。

- ① 「太陽電池モジュール」と称するパネルにより、太陽光から直流電力を作る。
- ② 「パワーコンディショナ」により、直流電力から家庭で使用する交流電力に変換する。
- ③ 「屋内分電盤」を通じて、発電した電力を家庭内で利用し、余った電力は電力会社に買い取ってもらう。一方、雨天や夜間など、太陽光により発電した電力では足りないあるいは発電できない場合には、必要分を電力会社から購入する。

太陽電池モジュールによる発電や、直流電力から交流電力への変換、電気製品への分電、電力会社への電力の売却・電力会社からの電力の購入などは、全て自動運転で行われる。

また、住宅用太陽光発電システムについては、平成21年11月に「太陽光発電の余剰電力買取制度」が導入されたところ、電力会社による電力の買取価格は、太陽電池モジュールの公称最大出力が10キロワット未満であるなどの要件を満たし、かつ、平成23年3月までに電力会社

へ太陽光発電からの電力需給に係る契約の申込みを行った者については1キロワットアワー当たり48円、同年4月以降に電力会社へ太陽光発電からの電力需給に係る契約の申込みを行った者については1キロワットアワー当たり42円とされている（買取価格は買取開始から10年間固定）。

太陽光発電の余剰電力買取制度では、電力会社は、住宅用太陽光発電システムにより得られた全ての発電した電力を買い取るのではなく、発電した電力のうち、設置者が自家消費した電力を差し引いた余剰電力を買い取ることとなっている。

なお、太陽光発電の余剰電力買取制度は、平成24年7月より「再生可能エネルギーの固定買取価格制度」に移行している。

**【本件に対する問合せ先】**

消費者庁表示対策課 担当者：栗田、福田（昌）、石塚

電 話 03-3507-9239

ホームページ <http://www.caa.go.jp/>

別表 1

表示内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「東南西 3 方面に合計 4. 8 kW 設置した F 様の例」</li> <li>・ 「太陽光発電を設置前の昨年 3 月の使用電力 591 kWh = 使用料金 14, 392 円 (目安)」</li> <li>・ 「1 ヶ月に得した金額 6, 575 円」</li> <li>・ 「1 ヶ月で電力会社に電力を売った金額 19, 056 円」</li> <li>・ 「太陽光発電でこんなに違う!! 合わせてなんと月々 25, 631 円の得!!」</li> </ul>

別表 2

表示内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「東南西 3 方面に合計 4. 87 Kw 設置した F 様の例」</li> <li>・ 「■太陽光発電を設置前の昨年 5 月の使用電力 527 kWh = 使用料金 13, 671 円 (目安)」</li> <li>・ 「1 ヶ月で電力会社に電力を売った金額 19, 258 円」</li> <li>・ 「太陽光発電でこんなに違う!! 合わせてなんと! 月々 27, 222 円の得!」</li> </ul>

別表 3

表示内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「キャンペーン価格 太陽光発電システム 122 万円※ 2. 92 kw (183 w × 16 枚) 工事費共 - 補助金 24 万円」</li> <li>・ 「京セラ太陽光発電システムがスレートエコノルーツ南面工事費込みで 98 万円で出来ます」</li> <li>・ 「今なら太陽光発電システムを設置した場合 ■試算シュミレーション 月々お得分 27, 222 円 × 36 ヶ月 = 約 98 万円」</li> <li>・ 「※約 36 ヶ月で初期投資分の約 98 万円になります。」</li> </ul>

SANKO Project

京セラソーラーFC  
相模原南

堂々オープン!!  
ショールーム開設致しました



# 今年の夏は ソーラー発電で 決まり!!

KYOCERA

今夏の電気は自家発電で電力を確保しませんか?

東南西3方面に  
合計4.8kW  
設置した  
**F様の例**

太陽光発電を設置前の  
昨年3月の使用電力 591kWh = 14,392円(目安)  
使用料金

太陽光発電を設置後の  
今年3月の使用電力 321kWh = 7,817円  
使用料金

太陽光発電による余剰電力を  
電力会社に売却した電力 397kWh  
(余剰電力は電力会社に売ることが出来ます)

1ヶ月に得した金額 **6,575円**

1ヶ月で電力会社に  
電力を売った金額 **19,056円**

太陽光発電でこんなに違う!! 合わせてなんと月々**25,631円**の得!!

当社にて太陽光発電システムを**10万円キャッシュバック**オープンキャンペーン  
設置して頂いた方に

おかげさまで創業33年

QUALITY PLAN SANKO

三光ホーム株式会社

0120 FreeDial 0120-353520

TEL.042-766-3535 FAX.042-741-3535 E-mail: sanko@sanko-home.jp

〒250-0292 相模原市南区大野木1-15-15

# 太陽光 キャンペーン!

3月31日まで  
先着申込 10名様限定!

今がチャンス!

京セラ 太陽光発電システムが

スレート  
エコノルーツ南面  
工事費込みで

## 98万円

で出来ます

キャンペーン価格

太陽光発電システム

122万円※2.92kw  
1180w×168h

工事費共

補助金 24万円



お申込はお早めに

3月末日までにお申込頂ければ  
東京電力に現状の22円→42円で  
電力を売る事が出来ます。(1kwあたり)

京セラならリフォームローンで  
ご購入出来ます。ご相談ください。

■定増が必要な場合 足増料別途 138,000万円(税込)

オプション 発電モニター 8万円(税込)

東京都3方面に  
合計4.87kw設置した  
**F様の例**

太陽光発電を設置前の昨年5月の使用電力  
使用料金  
527kWh = 13,671円(目安)

太陽光発電を設置後の今年5月の使用電力  
使用料金  
220kWh = 5,707円

太陽光発電による余剰電力を  
電力会社に売却した電力  
(余剰電力は電力会社に売ることが出来ます)  
1ヶ月で電力会社に電力を売った金額  
19,258円

太陽光発電で  
こんなに違う!!

合わせて  
なんと! 月々**27,222円**の得!

今なら 太陽光発電システムを設置した場合

■試算シミュレーション  
月々お得分 **27,222円** × 36ヶ月 = 約**98万円**

※約36ヶ月で初期投資分の約98万円になります。

SOLARは京セラ

京セラソーラーエネルギーシステム販売代理店

TEL.042-766-3535 FAX.042-741-3535

京セラソーラーFC 相模原南ショールーム 神奈川県相模原市南区高台6-15-15

三光ホーム株式会社 0120-353520

■建設業促進法(特-15)第72600号 ■不動産情報法(4)第21480号 ■一般建設士事務所加盟第10708号  
■(社)首都圏不動産公正取引協議会加盟 ■(社)日本住宅産業協会加盟

E-mail sanko@sanko-home.jp ホームページ www.sanko-home.jp

※約36ヶ月で初期投資分の約98万円になります。

## 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

### （目的）

**第一条** この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

### （不当な表示の禁止）

**第四条** 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

2 （省略）

### （措置命令）

**第六条** 内閣総理大臣は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

### （報告の徴収及び立入検査等）

**第九条** 内閣総理大臣は、第六条の規定による命令を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその

職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～4 （省略）

**（権限の委任）**

**第十二条** 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2及び3 （省略）

○ 不当景品類及び不当表示防止法第十二条第一項及び第二項の規定による権限の委任に関する政令（抜粋）

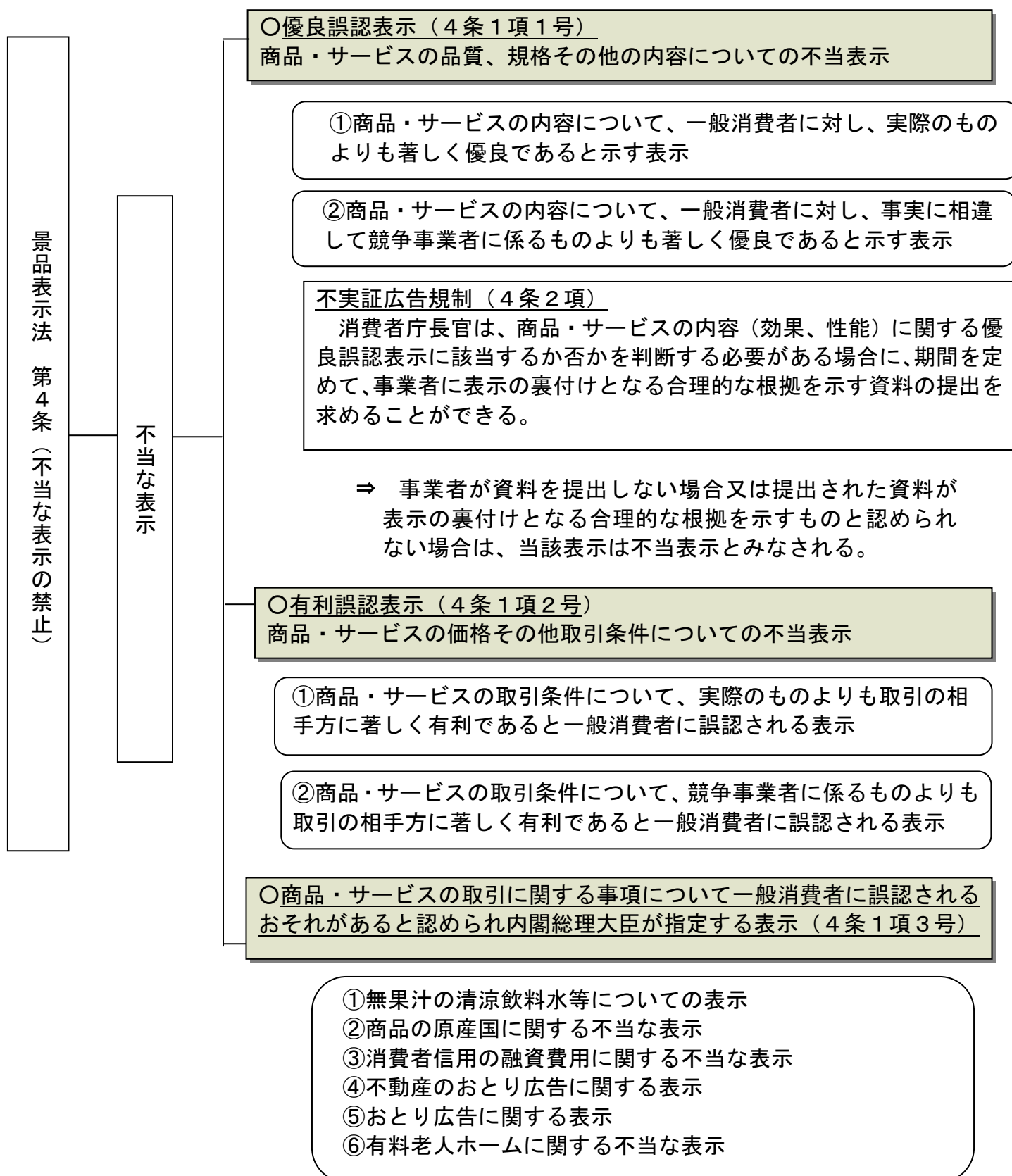
（平成二十一年政令第二百十八号）

**（消費者庁長官に委任されない権限）**

**第一条** 不当景品類及び不当表示防止法（以下「法」という。）第十二条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条、第四条第一項第三号並びに第五条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項の規定による権限とする。



## 景品表示法による表示規制の概要



消表対第479号  
平成24年10月30日

三光ホーム株式会社  
代表取締役 舟木 久 殿

消費者庁長官 阿南 久  
(公印省略)

### 不当景品類及び不当表示防止法第6条に基づく措置命令

貴社は、貴社が一般消費者に供給する住宅用太陽光発電システム（以下「本件発電システム」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第4条第1項の規定により禁止されている同項第2号に規定する不当な表示を行っていたので、同法第6条の規定に基づき、次のとおり命令する。

#### 1 命令の内容

(1) 貴社は、貴社が一般消費者に供給する本件発電システムに係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア(ア) 貴社は、本件発電システムを一般消費者に供給するに当たり、平成23年4月29日に新聞販売店を通じて一般日刊紙に折り込んで配布したチラシにおいて、「東南西3方面に合計4.8kW設置したF様の例」、「太陽光発電を設置前の昨年3月の使用電力 591kWh＝使用料金14,392円（目安）」、「1ヶ月に得た金額 6,575円」、「1ヶ月で電力会社に電力を売った金額 19,056円」及び「太陽光発電でこんなに違う!!合わせてなんと月々25,631円の得!!」と記載し、4.8キロワット型の本件発電システムを設置することにより、毎月25,631円の利益を得ることができる旨を表示していたこと。

(イ) 実際には、次のaないしcの理由から、4.8キロワット型の本件発電システムを設置することにより安定的に毎月得ることができる利益は25,631円を大きく下回るものであったこと。

a 「太陽光発電を設置前の昨年3月の使用電力 591kWh＝使用料金14,392円（目安）」として表示されていた使用料金は、実際の使用料金ではなく、任意に設定されたものであったこと。

b 「1ヶ月で電力会社に電力を売った金額 19,056円」として表示されていた金額は、一般電気事業者（以下「電力会社」という。）による電力の買取価格について、1キロワットアワー当たり48円を基に算出されたものであり、表示がなされた平成23年4月時点において電力会社に申込みを行った場

合に適用される単価である1キロワットアワー当たり42円を基に算出されたものではなかったこと。

- c 本件発電システムは、季節や天候等の条件により発電電力量が変わるところ、「1ヶ月で電力会社に電力を売った金額 19,056円」として表示されていた金額は、特定の月に発電した電力量と同じ電力量を毎月得ることができることを前提に算出されたものであったこと。

イ(ア) 貴社は、本件発電システムを一般消費者に供給するに当たり、平成24年2月1日から同年3月31日までの間、戸建住宅への投函等により配布したチラシ及び同年1月下旬から同年7月2日までの間、自社ウェブサイトにおいて

- a 「東南西3方面に合計4.87kw設置したF様の例」、「■太陽光発電を設置前の昨年5月の使用電力 527kWh＝使用料金13,671円(目安)」、「1ヶ月で電力会社に電力を売った金額 19,258円」及び「太陽光発電でこんなに違う!!合わせてなんと!月々27,222円の得!」と記載し、4.87キロワット型の本件発電システムを設置することにより、毎月27,222円の利益を得ることができる旨

- b 「キャンペーン価格 太陽光発電システム 122万円※2.92kw(183w×16枚) 工事費共 ー補助金24万円」、「京セラ太陽光発電システムがスレートエコノルーツ南面工事費込みで98万円で出来ます」、「今なら太陽光発電システムを設置した場合 ■試算シュミレーション 月々お得分 27,222円×36ヶ月＝約98万円」及び「※約36ヶ月で初期投資分の約98万円になります。」と記載し、2.92キロワット型の本件発電システムを設置することにより、36か月間で初期投資費用である約98万円を回収することができる旨

をそれぞれ表示していたこと。

(イ) 前記(ア) aについて、実際には、次のaないしcの理由から、4.87キロワット型の本件発電システムを設置することにより安定的に毎月得ることができる利益は27,222円を大きく下回るものであったこと。

- a 「■太陽光発電を設置前の昨年5月の使用電力 527kWh＝使用料金13,671円(目安)」として表示されていた使用料金は、実際の使用料金ではなく、任意に設定されたものであったこと。

- b 「1ヶ月で電力会社に電力を売った金額 19,258円」として表示されていた金額は、電力会社による電力の買取価格について、1キロワットアワー当たり48円を基に算出の上、任意に設定されたものであり、表示がなされた平成24年2月時点において電力会社に申込みを行った場合に適用される単価である1キロワットアワー当たり42円を基に算出されたものではなかったこと。

- c 本件発電システムは、季節や天候等の条件により発電電力量が変わるところ、「1ヶ月で電力会社に電力を売った金額 19,258円」として表示されて

いた金額は、特定の月に発電した電力量と同じ電力量を毎月得ることができることを前提に算出されたものであったこと。

(ウ) 前記(ア) bについて、実際には、「月々お得分 27, 222円」として表示されていた金額は任意に設定されたものであり、2.92キロワット型の本件発電システムを設置した場合の初期投資費用である約98万円を回収するには、約120か月という期間を要するものであって、36か月という回収期間を大きく上回るものであったこと。

ウ 前記ア(ア)及びイ(ア)の表示は、本件発電システムの取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものであること。

(2) 貴社は、今後、本件発電システムの取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

(3) 貴社は、今後、本件発電システムの取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示を行うことにより、本件発電システムの取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

(4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいて採った措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

## 2 事実

(1) 三光ホーム株式会社（以下「三光ホーム」という。）は、神奈川県相模原市南区南台六丁目15番15号に本店を置き、建築工事、住宅用太陽光発電システムの販売等を営む事業者である。

(2) 三光ホームは、平成23年2月14日、株式会社京セラソーラーコーポレーションとフランチャイズ契約を締結し、株式会社京セラソーラーコーポレーションが製造する本件発電システムを一般消費者に供給しているところ、本件発電システムの表示内容を自ら決定している。

(3) 住宅用太陽光発電システムは、太陽光エネルギーを電気に変換する設備であり、太陽電池モジュール、接続箱、パワーコンディショナ、屋内分電盤、電力量計等で構成されている。

(4)ア 平成21年11月に導入された「太陽光発電の余剰電力買取制度」における電力会社による電力の買取価格は、太陽電池モジュールの公称最大出力が10キロワット未満であるなどの要件を満たし、かつ、平成23年3月までに電力会社へ太陽光発電からの電力需給に係る契約の申込みを行った者については1キロワットアワー当たり48円、同年4月以降に電力会社へ太陽光発電からの電力需給に係る契約の申込みを行った者については1キロワットアワー当たり42円とされている。

イ 電力会社は、住宅用太陽光発電システムにより得られた全ての発電した電力を買い取るのではなく、発電した電力のうち、設置者が自家消費した電力を差し引いた

余剰電力を買い取ることとなっている。

(5)ア 三光ホームは、本件発電システムを一般消費者に供給するに当たり、平成23年4月29日に新聞販売店を通じて一般日刊紙に折り込んで配布したチラシ（別添写し1）において、「東南西3方面に合計4.8kW設置したF様の例」、「太陽光発電を設置前の昨年3月の使用電力 591kWh＝使用料金14,392円（目安）」、「1ヶ月に得た金額 6,575円」、「1ヶ月で電力会社に電力を売った金額 19,056円」及び「太陽光発電でこんなに違う!!合わせてなんと月々25,631円の得!!」と記載し、4.8キロワット型の本件発電システムを設置することにより、毎月25,631円の利益を得ることができる旨を表示していた。

イ 実際には、次の(ア)ないし(ウ)の理由から、4.8キロワット型の本件発電システムを設置することにより安定的に毎月得ることができる利益は25,631円を大きく下回るものであった。

(ア) 「太陽光発電を設置前の昨年3月の使用電力 591kWh＝使用料金14,392円（目安）」として表示されていた使用料金は、実際の使用料金ではなく、任意に設定されたものであったこと。

(イ) 「1ヶ月で電力会社に電力を売った金額 19,056円」として表示されていた金額は、電力会社による電力の買取価格について、1キロワットアワー当たり48円を基に算出されたものであり、表示がなされた平成23年4月時点において電力会社に申込みを行った場合に適用される単価である1キロワットアワー当たり42円を基に算出されたものではなかったこと。

(ウ) 本件発電システムは、季節や天候等の条件により発電電力量が変わるところ、「1ヶ月で電力会社に電力を売った金額 19,056円」として表示されていた金額は、特定の月に発電した電力量と同じ電力量を毎月得ることができることを前提に算出されたものであったこと。

(6)ア 三光ホームは、本件発電システムを一般消費者に供給するに当たり、平成24年2月1日から同年3月31日までの間、戸建住宅への投函等により配布したチラシ（別添写し2）及び同年1月下旬から同年7月2日までの間、自社ウェブサイトにおいて

(ア) 「東南西3方面に合計4.87Kw設置したF様の例」、「■太陽光発電を設置前の昨年5月の使用電力 527kWh＝使用料金13,671円（目安）」、「1ヶ月で電力会社に電力を売った金額 19,258円」及び「太陽光発電でこんなに違う!!合わせてなんと!月々27,222円の得!」と記載し、4.87キロワット型の本件発電システムを設置することにより、毎月27,222円の利益を得ることができる旨

(イ) 「キャンペーン価格 太陽光発電システム 122万円※2.92kw（183w×16枚）工事費共 一補助金24万円」、「京セラ太陽光発電システムがスレートエコノルーツ南面工事費込みで98万円ですべて出来ます」、「今なら太陽光発電システムを設置した場合 ■試算シュミレーション 月々お得分 27,2

22円×36ヶ月＝約98万円」及び「※約36ヶ月で初期投資分の約98万円になります。」と記載し、2.92キロワット型の本件発電システムを設置することにより、36か月間で初期投資費用である約98万円を回収することができる旨

をそれぞれ表示していた。

イ 前記ア(ア)について、実際には、次の(ア)ないし(ウ)の理由から、4.87キロワット型の本件発電システムを設置することにより安定的に毎月得ることができる利益は27,222円を大きく下回るものであった。

(ア) 「■太陽光発電を設置前の昨年5月の使用電力 527kWh＝使用料金13,671円(目安)」として表示されていた使用料金は、実際の使用料金ではなく、任意に設定されたものであったこと。

(イ) 「1ヶ月で電力会社に電力を売った金額 19,258円」として表示されていた金額は、電力会社による電力の買取価格について、1キロワットアワー当たり48円を基に算出の上、任意に設定されたものであり、表示がなされた平成24年2月時点において電力会社に申込みを行った場合に適用される単価である1キロワットアワー当たり42円を基に算出されたものではなかったこと。

(ウ) 本件発電システムは、季節や天候等の条件により発電電力量が変わるところ、「1ヶ月で電力会社に電力を売った金額 19,258円」として表示されていた金額は、特定の月に発電した電力量と同じ電力量を毎月得ることができることを前提に算出されたものであったこと。

ウ 前記ア(イ)について、実際には、「月々お得分 27,222円」として表示されていた金額は任意に設定されたものであり、2.92キロワット型の本件発電システムを設置した場合の初期投資費用である約98万円を回収するには、約120か月という期間を要するものであって、36か月という回収期間を大きく上回るものであった。

### 3 法令の適用

前記事実によれば、三光ホームは、本件発電システムの取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第4条第1項第2号に該当するものであって、かかる行為は、同項の規定に違反するものである。

### 4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第57条第1項の規定に基づく教示  
この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第6条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により消費者庁長官に対し異議申立てをすることができる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）異議申立てをして決定があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その決定の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別添写し1  
(縮小したもの)

SANKO Project

京セラソーラーFC

相模原南

堂々オープン!!

ショールーム開設致しました



# 今年の夏は ソーラー発電で 決まり!!

KYOCERA

今夏の電気は自家発電で電力を確保しませんか?

東南西3方面に  
合計4.8kW  
設置した  
F様の例

太陽光発電を設置前の  
昨年3月の使用電力 591kWh = 14,392円(目安)  
使用料金

太陽光発電を設置後の  
今年3月の使用電力 321kWh = 7,817円  
使用料金

+

太陽光発電による余剰電力を  
電力会社に売却した電力 397kWh  
(余剰電力は電力会社に売ることが出来ます)

1ヶ月に得た金額 **6,575円**

1ヶ月で電力会社に  
電力を売った金額 **19,056円**

必見  
見様

太陽光発電で  
こんなに違う!!

合わせてなんと月々**25,631円**の得!!

当社にて太陽光発電システムを  
設置して頂いた方に

**10万円** キャッシュバック オープン  
キャンペーン

千葉県/知事免許(4)第21460号 建設業/知事許可(特-10)第72600号 (山)千葉県不動産公正取引協議会加盟 (北)全国で地域特約代理店保証協会会員 (社)神奈川県で地域特約代理店保証協会会員 一級建築士事務所 知事登録第10796号 神奈川県相模原市南区関谷5-15-15

おかげさまで  
創業  
33年



QUALITY PLAN SANKO

三光ホーム 株式会社



**0120-353520**

TEL.042-766-3535 FAX.042-741-3535

E-mail: sanko@sanko-home.jp





# 太陽光 キャンペーン!

3月31日まで

先着申込 10名様限定!

今が  
チャンス!

京セラ 太陽光発電  
システムが

スレート  
エコノルーツ南面  
工事費込みで

## 98万円

で出来ます

キャンペーン価格

太陽光  
発電システム

122万円※2.92kw  
1180w×1681

工事費共

補助金 24万円



お申込はお早めに

3月末日までにお申込頂ければ  
東京電力に現状の22円→42円で  
電力を売る事が出来ます。(1kwあたり)

京セラならリフォームローンで  
ご購入出来ます。ご相談ください。

■定増が必要な場合 足増料別途 138,000万円(税込)

オプション 発電モニター 8万円(税別)

東京都3方面に  
合計4.87kw設置した  
**F様の例**

■太陽光発電を設置前の昨年5月の使用電力  
使用料金  
527kWh = 13,671円(目安)

■太陽光発電を設置後の今年5月の使用電力  
使用料金  
220kWh = 5,707円

+

■太陽光発電による余剰電力を  
電力会社に売却した電力  
(余剰電力は電力会社に売る事ができます)  
1ヶ月で電力会社に電力を売った金額  
19,258円

太陽光発電で  
こんなに違う!!

合わせて  
なんと! 月々**27,222円**の得!

今なら 太陽光発電システムを設置した場合

■試算シュミレーション

月々お得分 **27,222円** × 36ヶ月 = 約 **98万円**

※約36ヶ月で初期投資分の約98万円になります。

**SOLARは京セラ**

京セラソーラーエネルギーシステム販売代理店

TEL.042-766-3535 FAX.042-741-3535

京セラソーラーFC 相模原南ショールーム 神奈川県相模原市南区南台6-15-15

**三光ホーム株式会社** ☎ **0120-353520**

■建設業許可(給-19)第72600号 ■不動産営業許可(4)第21480号 ■一般建築士事務所認定第10790号  
■(社)首都圏不動産公正取引協議会加盟 ■(社)日本住宅産業協会加盟

E-mail [sanko@sanko-home.jp](mailto:sanko@sanko-home.jp) ホームページ [www.sanko-home.jp](http://www.sanko-home.jp)